

『生政治の誕生』

第四講 1979年1月31日 新自由主義の統治実践

■ 国家嫌悪

「国家など、ろくなものではない」といったような言説: 統治性の危機の主要な徴のひとつ。

- 国家嫌悪の背景には、18世紀後半における専制主義、圧制…がある
 - ソヴィエト、ナチズム、戦後イギリスの計画化
 - 政治亡命者は国家嫌悪の伝搬にも一役買う
- フーコーは、国家嫌悪の問題を統治性に関する分析を通じて取り上げなおしてみようとしている
 - 国家とはどのようなもの、といった理論を前提に考えない
 - 国家は、「不断の国家化ないし不断の数々の国家化によってもたらされる効果であり、その外形であり、その動的な切り抜き」(P94,L5)でしかない、といった観点から着目
- 「このような見地から自由主義的統治性の分析を継続しつつ、それが現在どのように自らを提示し、どのように自らを反省的に考察し、どのように自らを活用すると同時に分析しているのかを見て」(P94,L17)いく。
 - ①法と秩序、②国家と市民社会、③生の政治のテーマを順に研究していく予定

自由主義的な国家たるための国家のその自律のありよう、コントロールプログラムに注目する、ということらしい。

■ 新自由主義の統治実践 (P95L13-)

- 二つの主要な形態
 1. ドイツでの定着(ヴァイマル共和国から大恐慌、ナチズム、ナチズム批判、戦後の再建)
 2. アメリカでの定着(ニューディール政策、民主党政府による援助プログラムへの対抗)
- 二つの形態の共通項
 - 学説上の主要な敵対者の存在: ケインズ
 - 同じ反発の対象: 統制経済、計画化、国家介入主義、全体量への介入主義
 - 二形態の間では一連の人々、理論、書物の交流がある

■ ドイツの新自由主義 (P96L7-)

- 周知の事実の確認
 - ① 再建の要請: 戦争経済→平和経済
 - ② 計画化の要請: おおざっぱにいうなら社会化(マーシャル・プランの影響)
 - ③ 社会的目標によって構成された要請: 新たなファシズム再来を避ける
- すべて資源配分、価格の均衡、貯蓄のレベル、投資の選択に対する介入政策であり、完全雇用政策を含意する。
- ケインズ政策のまっただなか
- 一方で、ルートヴィヒ・エアハルトによる自由主義的選択
 - ※ マーシャル・プラン>1947年、米国務長官マーシャルが発表した西欧諸国復興支援計画。冷戦体制のなかで、西側諸国の復興に大きな力となった。同時に東西冷戦構造を固定化させる結果を招いた。
 - ※ エアハルト>1963年から1966年まで、西ドイツ首相。長く経済相を務め、西ドイツの第二次世界大戦後の奇跡的な経済成長の立役者として名声を博した
- ・ 価格の自由な原則を立て、実際には価格の段階的な自由化を要求
 - 「無政府状態とシロアリ国家とを同時に避けつつ、国家による制約から経済を自由化しなければならない、なぜなら「市民の自由と責任とを同時に打ち立てるような国家だけが、正当なやり方で人民の名において語る事ができる」からである。」(P98,L12)
 - 両義的な言葉とフーコーは解説

<p>● 平凡なレベルにおける解釈</p> <p>国家の政治的・代表的条件としての経済的自由の尊重</p> <p>根本的自由を侵害するような国家、市民の本質的法権利を侵害するような国家は、もはやそうした市民を代表するものではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> - まさに法権利のすべてを侵害していた国民社会主義国(ナチズム)がドイツ市民に課した命令、法律、法規は無効にはならない。 - しかし、国民社会主義国家はその代表権を失っている。 - そのような国家によってなされたことを、ドイツ人民の名においてなされたものであるとみなすことはできない。 	<p>● より広く、より包括的で、より高度な意味</p> <p>政治的主権形成の糸口としての経済的自由の制度化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 再建すべきドイツ国家のために、歴史そのものによって失権させられてしまった歴史的な法権利を要求することは不可能。 ・ ドイツが分割され占領されている状況においては、自らを表明する機構、コンセンサス、集団意志がない以上、法的正当性の要求は不可能。 <p>→ 制度的枠組み X を想定</p> <p>→ 制約の権力を主権的に行使することではなく、ただ単に自由の空間を打ち立てる</p> <p>→ 自由が個人によって行使される(≡経済的自由)</p> <p>→ そうした枠組みが支持されたことを意味する</p>
<p>ナチズムのもとでとられた措置に対して与えなければならない正当性と法的地位をめぐる非常に困難な問題全体が示されている</p>	<p>経済的自由の行使の保証を想定することで、国家を正当なものとして創設しよう、という考えが示されている。</p>

- フーコーは、エアハルトの自由主義的選択をアメリカとヨーロッパに対する巧妙なやり方として重視
- ・ 再建途上のドイツに経済的自由を保証することで、アメリカのさまざまな圧力団体に対して、ドイツ産業およびドイツ経済とのあいだに自由な関係を選択し、それを確実に結ぶことができるであろうという保証が与えられる
- ・ 形成されつつあった制度の萌芽が、以前の全体主義国家と同じ危険を提示するものでは決してないことを保証することで、西ヨーロッパと東ヨーロッパをともに安心させる

「現代ドイツにおいて、経済、経済的発展、経済成長は、実際には、何がしかの主権、何がしかの政治的主権を、まさにその経済を機能させる制度および制度的作用によって生産しています。経済は、自らを保証するものとしての国家のために、何がしかの正当性を生産しているのです。」(P101, L15)

- 経済が、国家の恒久的発生をもたらす。
 - 法的構造や法権利の正当化だけをもたらすのではない
 - 経済プロセスの内部で主体として現れる人々(投資家、労働者、経営者、組合…)すべての恒久的なコンセンサス・政治的コンセンサスを生産する

- ドイツの新自由主義的制度は人びとに自由に語ることを望む
 - 「自分たちを自由放任するのは理にかなっている」と人々に語る

「経済制度から国家へと至る系譜と対をなし、経済制度から体制およびシステムの包括的指示へと至る回路を生産することになるもの、それが経済成長であり、その経済成長による安寧の生産です」(P102, L16)

■ 富裕化という徴の意味 (P102, L19-)

- ・ 16世紀ドイツ
- 一人の富裕化：神が個人を恣意的に選択したことの徴(あなたが天国へ迎え入れられるであろう徴)

- ・ 20世紀ドイツ
- 包括的な富裕化：個々人が国家を支持しているということの日常的な徴

- 経済は常に徴を生み出す
- 権力の構造、そのメカニズム、その正当性を機能させるものとしての政治的な徴の生産
- 経済的に自由であるものとしての自由市場が、政治的な絆をつくり、政治的な絆を表明する
 - 安定したドイツマルク、満足のいく成長率、拡大する購買力、好ましい国際収支：よい統治の結果

「歴史はドイツ国家に対してノンと言いました。今後、ドイツ国家は、経済によって、自らを肯定することが可能となります。」(P103, L17)

- 現代ドイツは、ラディカルに経済的な国家(その根元が非常に正確に経済的である国家)といえる。

- 国家をもたらす商業の開放がある。
- ヴェネチアやオランダ連合州は「閉じた通商国家」…正当な国家を想定し、国家を制限し、国家内部における経済的自由の場を与えることができるかを問題としてきた。
- ドイツ…存在しない国家を想定したうえで、国家とは異なる空間としての経済的自由の空間から出発して、それをどのようにして存在すればよいか問題となった。

■ 自由主義政策への賛同に至るプロセス (P105, L13-)

(自由化政策は、イギリス側の不信、ドイツ自身においても少なからぬ抵抗を引き起こした。)

- 一連の賛同が得られたという事実
 - ・ キリスト教民主同盟の賛同
 - ・ 社会経済学に携わるキリスト教徒の理論家たちの賛同
 - ・ 組合の賛同
 - ・ SPD(ドイツ社会民主党)の賛同: 最後の賛同だった。
 - マルクス主義的傾向を持つ社会主義の諸原則に忠実な立場をとってきていた(生産手段の社会化を目標としてきた)
 - 1955年、①生産手段への移行の原則を放棄し、②生産手段の私的所有が完全に正当であるということのみならず、それが国家の保護と奨励を受ける権利を持つということを認める
 - 市場の自由の効力と有用性に関する単なる経済理論とは異なる学説とプログラムの総体に対する賛同を示すもの
 - 一つのタイプの統治性のような何かへの賛同
- なぜ、ドイツ社会民主党は自由化政策に賛同したのか?? (P108, L7-)
- ① 新たなドイツの政治ゲームに参入するうえで、新自由主義政策への賛同は不可欠だったから
 - ・ 国家の正当性があらわれたのは、経済的枠組みが与えられ、機能し始めたあとのこと。
 - ・ 全く別の経済体制を目標として掲げる社会主義政党は、ドイツの政治ゲームのなかに加わることができなかった
 - マルクス主義理論との断絶だったが、単なる背信とはみなせない。
 - ドイツ自由主義の経済的かつ政治的コンセンサスとしてすでに機能しつつあったものの受諾であった。

(その後、「可能な限りの競争を、必要な限りの計画化を」という定式さえをも放棄、イギリス的モデル、ケインズ経済学へのあらゆる準拠と袂を分かつ)
- ② 社会主義に統治理性が欠けていたから (P110, L16)
 - ・ 統治行動の様式と目標の拡がりを経理的で計算可能なやり方で測るための尺度が、社会主義においては定義されていない
 - ・ 歴史的合理性、経済的合理性、行政的合理性は社会主義に認めることはできるが、自律的な社会主義的統治性は存在しない
 - 社会主義は、実際にはさまざまなタイプの統治性に接続されて初めて活用可能になる
 - どの統治性に接続するかによって、成果をもたらしたり、有毒になったりする。
 - 社会主義に対して真偽が問われるのは、統治の内在的な合理性が欠けているから

社会主義にふさわしい統治性はいかなるものとなりうるのだろうか?(テキストの中に答えはない)
- 自由主義に対して問われるのは、果たしてそれが純粹であるかどうか、それがラディカルであるかどうか、それが首尾一貫しているかどうか、それが生ぬるいものであるかどうかなどといった問い。
 - 自らに対していかなる諸規則を定めているか
 - みずからの統治性の内部に設置した補償のメカニズムや測定のメカニズムをどのように補償し測定しているか

疑問&感想

戦後、ドイツという国を国家たらしめる正当性が不在になったとき、国家ありきの市場ではなく、「自然」が機能する場を設けて、それが実体として機能することで、その場が「国家」としての正当性を持つに至ったという経緯は、確かに「自由」の象徴であったのではないかと、という印象を持つ。経済活動とは、つまるところ「生きる」ための交換活動で

あるはずで、根源的な活動の自由が保障された、という意味合いを持つように思われるためだ。マルクスもまた、「生きること」の本質が資本主義によって奪われたと論じていたような気がするが、結果として個人を超越する次元(国家?)による介入を前提とする議論に逆転してしまった、ということなのか？社会主義政党が課題？問い？を棚上げせざるを得なかったという話は、背信ではないということは、社会主義が自由主義の統治性に接続する可能性もありうる、とフーコーは考えたということなのだろうか？？

次の章をちらっと読む限り、「交換」→「競争」とあり、少し不穏さも感じつつ…。